

中部地区行政振興協議会からの令和8年度 県政に対する要望への回答

項目	区分	要望先	要 望 内 容	回 答	担当部局
1-1 鳥取県立美術館開館を契機とした周辺施設の連携及び魅力向上に繋がる事業への支援について 【倉吉市】	新規	県	国内外の観光需要の高まりに対応し、広域観光エリアとしての県中部圏域を魅力的なエリアとするよう、県中部圏域における各施設の魅力向上や周遊性を高め、さらには県内全域へその効果を広げるため、県の支援をお願いします。	<p>鳥取県立美術館開館を契機に本県への誘客を促進するため、県観光連盟とも連携し、国内観光事業者への旅行商品造成に向けた商談を進めています。</p> <p>また、県立美術館をはじめとして県内アートイベント等の周遊を促すためのアートマップやモデルプラン等を制作するなど、中部圏域を核とした県内全域への周遊観光を促進していきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)
1-2 東郷湖羽合臨海公園・県道倉吉東郷自転車道線の周辺整備について 【湯梨浜町】	継続	県	「鳥取うみなみロード」の一部として、サイクリングコースからの景観を改善するため、陸域の公園区域も含め、池側の眺望を阻害する雑木を伐採するなどの整備を引き続きお願いします。	<p>新川池周辺を含め、公園区域内の景観を阻害している雑木等については、景観が確保されるよう地元の意見も伺いながら伐採等を実施してきたところです。</p> <p>なお、「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」(令和5年7月策定)においても、東郷池の眺望の確保を目的とした樹木や植栽等の適正な維持管理及びサイクリングや散策に快適な環境整備を行っていくこととしており、引き続き、景観に配慮しながら、公園区域内の雑木の伐採等を行っていきます。</p> <p>また、倉吉東郷自転車道の整備を令和4年度から3か年計画で進め、観光スポットや飲食施設などの情報を記載したコース案内看板の設置(長瀬公園ほか計2か所)やはわい長瀬公園～倉吉市石塚間の路面舗装や路面案内表示等の修繕等を実施しました。今後もサイクリングコースの楽しみ方などの情報発信等を通じてサイクルツーリズムの促進を図ります。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課) 生活環境部 (まちづくり課)
1-3 大阪・関西万博を契機としたインバウンド誘客の推進に係る継続支援について【三朝町】	継続	県	大阪・関西万博を契機に、国内外特に東アジアを中心とした定期便就航を含む取り組みを継続強化していただくよう、引き続き関係機関への誘客促進の働きかけといった支援をお願いします。 また、県が取り組んでいる「高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」等の施策と市町村が取り組む誘客事業の継続した連携支援をお願いします。 併せて、アウトバウンドの推進による就航便の維持のため、県民利用の際の支援についても併せてお願いします。	<p>関西万博を契機に鳥取県全体万博のサテライト会場と位置づけた「とっとリアル・パビリオン」を展開し、300を超えるコンテンツをSNSやメディア等で発信するとともに、「絶対!とっとりキャンペーン」や国内外の旅行会社に旅行商品造成を積極的に働きかけ、国内外からの観光誘客を図ることとしています。</p> <p>高付加価値なインバウンド観光地づくりについては、三徳山や三朝温泉での「行」「癒し」の体験など、地域の価値ある観光資源の掘り起こし、磨き上げに取り組んでおり、引き続き、市町村や地域DMO等と連携して、ストーリーとして魅力的に伝えられるコンテンツ造成やガイドの育成などに取り組んでいきます。</p> <p>アウトバウンド対策についても、地元メディアによる旅行番組制作や特集記事の掲載など様々なチャンネルを通じた就航先情報の紹介や、パスポート取得費支援、グループ旅行支援など利用者支援制度の周知を一層強化し、国際航空路線の利用を推進します。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課、国際観光課)
1-4 日本遺産を活用した広域観光誘客の推進について【三朝町】	継続	県	日本遺産を活用した観光誘客の取組に対する継続した支援と、とっとり日本遺産ネットワーク会議を中心とした強力なリーダーシップによる活動の推進をお願いします。	令和4年5月に組織した、とっとり日本遺産ネットワーク会議による情報発信や誘客促進等の取組を進め、県内4地域の日本遺産の連携した活用を図っているところです。また、令和12年度まで継続認定となった三朝町の日本遺産については、重点支援地域に選定されており、より一層国内外への情報発信や誘客促進などを通じた価値の向上に努めてまいります。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
1-5 中部の県立高校の魅力化について 【北栄町】	継続	県	高校の授業料無償化により高校進学時の中部地区外の私立高校への流出が懸念されることから、中部の県立高校においても、高校選択の決め手となる「高校毎の」魅力化を一層進めていただきますようお願いします。	<p>中部地区の各高校では、以下のような取組により魅力化に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉東…国際バカロア教育の導入とその理念を学校全体へ展開 ・倉吉西…地元企業や地域と連携した※PBL型の探究 ・倉吉農業…ICT技術を導入した農業施設整備、実践的で高度な農業教育 ・倉吉総合産業…地域との連携・交流による学科を超えた実践的な学び ・鳥取中央育英…地域と連携した※PBL型の探究とスポーツを通じた学び <p>また、令和7年度入試から中部地区の県立高校全校を県外生徒募集校としたところであり、県外生徒募集活動を推進することをとおして、多様な意見に触れ、切磋琢磨する環境を創出しています。</p> <p>令和7年4月28日には、県立高校の立地する一部自治体と県立高校魅力化に関する連携協定を締結しました。今後も、地元自治体とより連携し、それぞれの地域に応じた特色ある教育活動の推進に努めてまいります。</p> <p>※PBL型…課題解決型学習（生徒が自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法）</p>	教育委員会 (高等学校課)
2-1 山陰自動車道「北条道路」の整備促進について 【倉吉市、北栄町】	継続	県・国	<p>「北条道路」については、国土交通省から全線開通時期の見直しが示されたところですが、喫緊の課題である事故多発交差点の立体交差化による交通安全対策事業をはじめ、できるだけ早期の全線開通に向け国と県が協調していただくようお願いいたします。</p> <p>北条ジャンクション及び北条IC～はわいIC間にについては令和8年度内の完成、供用開始に向け整備の促進をお願いします。</p> <p>北条一大栄東伯IC間の開通時期の遅れが示されているため、開通時期を早期に示すとともに、一日でも早い全面開通に向け、整備の促進をお願いします。</p> <p>高規格道路へのアクセス道路（大栄ICや弓原ハーフIC等）の早期供用をお願いします。</p>	<p>①「北条道路」の整備促進、早期供用</p> <p>はわいIC～北条IC（仮称）間の令和8年度中の確実な供用開始に向け、予算の重点配分と整備促進を国に働きかけていきます。</p> <p>また、北条IC（仮称）～大栄東伯IC間を含めた全線開通が一日も早く実現するよう令和7年8月8日に国要望を実施したところであります、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>②高規格道路へのアクセス道路の整備について</p> <p>大栄IC（仮称）へのアクセス道路である（主）倉吉由良線（北栄工区）については、令和7年3月31日に供用しました。北条倉吉道路の弓原ハーフIC（仮称）の整備は、山陰道「北条道路」の事業主体である国土交通省と連携を図りながら整備促進に取り組みます。</p>	国土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
2-2 国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について 【倉吉市、北栄町】 《重点要望項目》	継続	県・国	<p>「北条湯原道路」は、中部地区にとって高速道路を補完し、高速交通ネットワークを構築する最重要路線であり、早期全線供用開始が図られるよう次のとおりお願いします。</p> <p>(1) 山陰道「北条道路」と接続する「北条ジャンクション」の令和8年度内の確実な完成と供用開始</p> <p>(2) 倉吉関金道路II期区間の事業計画の進捗と整備促進、並びに大挾峠道路との接続区間を整備区間へ昇格及び事業化の促進</p>	<p>①「北条JCT（仮称）」については、令和7年8月8日に国要望を実施したところであります、引き続き国に働きかけるとともに、山陰道「北条道路」の事業主体である国土交通省と連携を図りながら、整備促進に取り組みます。</p> <p>②倉吉関金道路II期区間（倉吉南IC～関金町大鳥居：L=4km）については、令和7年8月8日に国要望を実施したところであります、引き続き国に働きかけていきます。当該区間の早期工事着手に向けて、地元関係機関と調整しながら設計や調査等を推進します。また、大挾峠道路との接続区間にについては、II期区間の事業進捗状況を踏まえて、地元と相談しながら今後の方向性について検討していきます。</p>	国土整備部 (道路企画課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
2-3 国道179号はわいバイパスの整備促進について 【倉吉市、湯梨浜町】	継続	県・国	<p>国道179号の湯梨浜町田後から事業再開された山陰道「北条道路」のはわいICに接続する国道179号はわいバイパスの整備について、中部圏域の経済・観光・文化等の振興による地方創生を進めるため、また災害等緊急時の避難・救助を始め、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線（緊急輸送道路）となっており、バイパスが完成・供用することにより、交通集中の分散、緊急車両通行の円滑化に期待ができます。</p> <p>県は、令和8年度の開通に向けて取り組みを進めていただいているが、令和7年3月30日に待望の県立美術館が開館され、今後、県内外からの交流人口の増加が見込まれておりますので、可能な限り早期に供用開始できるよう整備促進をお願いします。</p> <p>慢性的な渋滞や交通事故の発生などの課題解決に向けて、道路整備にあたっては、地元意見を十分に踏まえながら進めさせていただきますようお願いします。また、施工区間は地域住民の生活道路となっているところでもあり、施工に際しては、十分な安全対策をお願いします。</p>	<p>国道179号の湯梨浜町田後から山陰道「北条道路」のはわいICへ接続する国道179号はわいバイパスの整備については、令和元年度に事業着手しており、令和7年8月8日に国要望を実施したところです。引き続き山陰道「北条道路」の事業主体である国土交通省と連携を図りながら整備促進に取り組みます。</p> <p>地域の課題解決に向けた道路整備については、地元の意見を十分に踏まえながら進めています。また、施工にあたっては地域住民の安全に配慮し、必要な対策を実施します。</p>	国土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
2-4 県道鳥取鹿野倉吉線坂本バイパスの早期完成について 【三朝町】	新規	県	引き続き、坂本バイパスの早期完成に向けて整備を進めていただきますようお願いします。	県道鳥取鹿野倉吉線の坂本工区については、線形改良及び集落内の歩行者の安全確保のため、令和2年度からバイパス整備に着手しています。現在橋梁工事に着手しており、早期完成に向けて、引き続き整備を進めています。	国土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
3-1 県全体の活力増進に必要なIC改札機の早期導入によるキャッシュレス化の促進等による県中部と県外を結ぶ公共交通ネットワークの充実について 【倉吉市、琴浦町】 ※重点要望項目	新規	県	<p>特急スーパーはくと号の倉吉駅乗り入れ便数を維持するとともに、倉吉駅・由良駅経由の米子駅発着便の運行など全便乗り入れの実現に向け、JR西日本㈱と協議を進めていただくようお願いします。</p> <p>路線バスと鉄道のシームレス化に必要なJR山陰本線「下北条駅～淀江駅」区間におけるIC改札機の早期導入について、JR西日本に対し強く働きかけていただきますようお願いします。</p> <p>関西圏と中部圏域を繋ぐ特急スーパーはくと号の利便増進に必要なJR因美線区間及び智頭線区間の各駅へのIC改札機の早期導入を図り、公共交通の利用促進を行うことで、キャッシュレス化（ICOCAエリア拡大）の効果を中部圏域全体に波及できるよう、引き続き、JR西日本㈱と協議を進めていただくようお願いします。</p> <p>鳥取道や山陰道など高速道路ネットワークを活かした中部圏域と首都圏等とを結ぶ新たな高速バスネットワークの構築に向け、県内外の交通事業者への働きかけ、具体的な協議を進めていただくようお願いします。</p>	<p>①特急スーパーはくとの倉吉駅乗り入れ便数の維持等や、JR山陰本線・因美線、智頭線のIC改札機未導入区間への早期導入については、これまで県も参画している「JR線・智頭線中部地区利用促進協議会」、「山陰本線・福知山線鉄道整備・利用促進協議会」、「因美線・津山線近代化促進同盟会」として繰り返しJR西日本等への働きかけを行っており、本年も引き続き働きかけを行うこととしています。</p> <p>現在、県では市町村やバス事業者と連携し、令和8年春の運用開始を目指し、県内全路線バスへのICOCA導入を進めているところです。その整備効果を十分に発揮させるためにも鉄道のIC改札機未導入区間への早期導入は重要と認識しており、県としても機会と捉えて、JR西日本及び智頭急行への働きかけを強めています。</p> <p>②新たな高速バスネットワークの構築については、まずは要望の背景等を伺った上で、地元自治体による交通事業者への働きかけに県としても協力していきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
3-2 学校・こども園等をはじめとする交通安全及び防犯対策環境整備について 【琴浦町】	新規	県	<p>道路拡幅や歩道の設置等交通安全環境整備に対して引き続き支援をいただくとともに、こども園や学校周辺の交差点においては、道路環境の変化（県道の新設に伴う優先道路の変更や施設新設に伴う交通量の増加など）を考慮し、優先的に信号機や歩道の設置など交通安全環境整備を実施していただきますようお願いします。</p> <p>見通しの悪い場所及び街路灯のない場所につきましても、見通し確保のための道路工事及び街路灯の設置など、防犯対策環境整備を実施していただきますようお願いします。</p>	<p>教育委員会・学校、警察、道路管理者等が連携して実施する通学路合同点検等を通じて、道路環境や交通量の増加等状況の変化を考慮しながら、道路管理者として必要な対策を進めていきます。</p> <p>なお、防犯対策、環境整備を目的とした街路灯は市町村で設置をお願いします。</p>	国土整備部 (道路企画課、道路建設課)
4-1 非常時の給水確保について 【湯梨浜町】	継続	県	<p>各市町村が、非常時の断水等に備え、備蓄品等の見直しを今後実施することが想定されます。それに際し、新たな保管場所の確保などが必要となれば、大きな財政負担となりますので、非常時の給水確保に必要となる備蓄品の整備について、財政支援の制度化をお願いします。</p> <p>また、能登半島地震規模の災害を想定した場合に、各自治体の備蓄品や人的体制では、給水確保が大変難しい状況です。その課題に対応するためには、県内外での広域連携が必要不可欠となります。</p> <p>備蓄品の共同購入・使用や、人的支援の連携方法など、その具体的な検討を県が主導して実施していただきますよう引き続きお願いします。</p>	<p>非常時の給水確保については、発災直後から広範囲で効率的な給水ができるよう、財政支援の制度化について、引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。</p> <p>また、備蓄品の共同購入・使用については、本県が設置している水道広域化・共同化検討会において圏域毎に意見交換を進めてみたいと考えています。人的支援の連携方法については、（一社）日本水道協会の全国支援スキームを活用していきます。</p>	生活環境部 (水環境保全課)
4-2 緊急防災・減災事業債の継続と拡充について 【湯梨浜町、琴浦町、中部ふるさと広域連合】	継続	国	<p>国において「緊急防災・減災事業債」を恒久化もしくは事業期間を延長していただくよう国に働きかけていただきますようお願いします。</p> <p>本起債の対象事業について、既に広域化されている場合であっても、防災拠点の再整備あるいは機能強化として行う消防庁舎の建替えや増改築についても対象としていただくよう国に働きかけていただきますようお願いします。</p>	<p>近年毎年のように全国各地で大規模自然災害が相次ぎ、激甚化・頻発化している中、地方公共団体が引き続き防災・減災対策を長期にわたって着実に推進するためには「緊急防災・減災事業債」が地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっていることから、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置を行うとともに、さらに措置期間の延長を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ることについて、引き続き国に対して働きかけていきます。</p>	危機管理部 (消防防災課)
4-3 治山・砂防堰堤流末以降の水路整備に対する支援について 【三朝町、琴浦町】	継続	県・国	<p>堰堤整備事業で整備可能な範囲は理解していますので、下流断面が整備断面より小さい場合を対象として、既設水路の改修に必要な整備費用の支援をお願いします。</p> <p>新たな補助制度の創設に向け、国に対し働きかけをお願いいたします。</p>	<p>令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間の延長等により防災・減災、国土強靭化対策の充実強化を図るよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p>	国土整備部 (治山砂防課)
4-4 緊急自然災害防止対策事業債の継続について 【三朝町、琴浦町】	継続	国	国において緊急自然災害防止対策事業債を恒久化もしくは事業期間を延長していただくよう国に働きかけていただきますようお願いします。	緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債については、恒久化や対象事業の更なる拡大、要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図るよう令和7年8月8日に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	国土整備部 (河川課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
4-5 体育施設の避難所に対応するための財政支援について【琴浦町】	継続	県・国	<p>学校の体育施設の空調設備については、令和6年度に新設された空調設備整備臨時特例交付金など、国による財政措置がありますが、雨漏り修繕やLED照明改修など避難所として環境を整える支援ではありません。</p> <p>災害対策として避難所に指定する施設の環境整備全般にかかる県の財政支援並びに国へ支援制度創設の働きかけをしていただくようお願いします。</p> <p>併せて、温暖化による猛暑対策として冷房設備の助成制度の創設に対する働きかけをお願いします。</p>	<p>学校施設環境改善交付金のうち長寿命化改良事業などで、学校の体育館の雨漏り修繕やLED照明改修が補助対象に含まれるほか、スポーツ施設のLED化も補助対象となっています。</p> <p>加えて、全国都道府県教育委員会連合会から国に対して、地方公共団体が設置する体育・スポーツ施設の充実や長寿命化、バリアフリー化を加速できるよう、財政支援の拡充について要望を行っているところです。</p> <p>また、市町村が指定避難所となる公共施設の空調設置等の施設整備の財源に緊急防災・減災事業債を充当する場合は、県は市町村負担額の一部を補助する避難所公立学校体育館環境整備補助金も設けているところです。</p> <p>空調設備整備臨時特例交付金については、補助上限額の撤廃等、制度の柔軟な見直しとともに、学校体育館等以外の社会体育施設等についても対象とするよう令和7年8月8日に国要望を行いました。</p>	危機管理部 (危機管理政策課) 教育委員会 (教育環境課)
5-1 災害復旧工事の不落札防止対策について【琴浦町】	継続	県	災害復旧工事の入札不調を防止し、公共の福祉向上を図るために、災害復旧工事受注業者（市町村工事含む）に対する評価点の加点等により、受注意欲の向上と不落札防止対策をご検討いただきますようお願いします。	入札不調により災害復旧工事が遅れることは県としても重要な課題であると考えており、災害協定に関連する総合評価への加点については、他県の状況なども参考に導入の是非を含めて検討します。	県土整備部 (県土総務課)
5-2 広域的な除雪体制の構築について【琴浦町】	継続	県	<p>鉄道事業者や道路管理者間での調整を図っていただく等、広域的な除雪体制の構築をお願いします。</p> <p>除雪請負業者の負担軽減を図るため、委託路線の見直し等、琴浦町への県道委託路線の軽減を検討いただきますようお願いします。</p> <p>例えば、現在県道大栄赤崎線（琴浦町楓下～赤崎）では、東伯・赤崎各1台を作業に充てていますが、赤崎方面1台は臨港道路含め県道委託分のみの作業となっています。この路線だけでも減らし、他の路線に振り替え、負担軽減を図っていただきたいと考えます。</p>	<p>鉄道事業者や各道路管理者（国、県、市町）での除雪体制の調整については、除雪対策会議等により除雪体制・連絡体制の確認を行っています。</p> <p>県道大栄赤崎線など、幅員が狭く大型除雪車での対応が困難な路線については、町道と県道を一体的に除雪するほうが効率的であることから、毎年、町と県が調整し、受委託路線を決定しています。今後も、町と県にとって効率的な除雪体制となるよう調整します。</p>	県土整備部 (道路企画課)
6-1 羽合漁港管理区域海岸の深浅測量について【湯梨浜町】	新規	県	県で実施する深浅測量の範囲を羽合海岸にも拡大していただくことにより、県全域の海岸保全対策として検討していただきたい。	深浅測量は各海岸の管理者で実施していますので、羽合漁港管理区域の海岸は町により測量をお願いします。なお、県全域の海岸保全を図るため、港湾、漁港等の関係機関と連携し、毎年、土砂管理連絡調整会議を開催し、有識者の意見を聞きながら海岸保全に取り組んでいますので、引き続きご協力をお願いします。	県土整備部 (河川課)
6-2 海岸漂着物処理委託事業に係る予算確保について【北栄町】	継続	県	海岸漂着物処理委託事業の継続と、現行水準以上の予算確保をお願いします。	<p>海岸漂着物の処理については環境省の補助事業を活用して、市町村へ補助を行っています。市町村によっては事業費の過不足が生じていることから、令和5年度から実績に応じて柔軟に市町村間の予算流用手続きを実施しており、引き続き、海岸漂着物処理に必要な予算の配分に努めます。また、国に対しても予算確保を要望していきます。</p> <p>なお、洪水、台風等の災害により海岸に漂着した流木等の処理については、採択基準を満たす場合は国の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を活用して別途対応していきます。</p>	県土整備部 (河川課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
6-3 海岸の侵食対策について 【北栄町、琴浦町】	継続	県・国	<p>現在のサンドリサイクル事業を河口閉塞対策と併せて実施し、更に必要な護岸工事等も行うことにより、侵食対策を促進いただくとともに、海岸線の維持・回復を図るための抜本的な対策をお願いします。</p> <p>国による天神川の総合的な土砂管理計画の早期策定に向けてご協力をいただくとともに、計画の進捗状況及び公表、海岸侵食対策の支援について国等へ働きかけていただくようお願いします。</p> <p>同一流砂系を一体と捉えた対策の調査・支援をお願いします。</p>	<p>河口閉塞対策として、必要に応じて河口浚渫を実施しており、その浚渫土は隣接する海岸にサンドリサイクルしています。今後も現地の状況を見ながら、サンドリサイクル事業を主体として海岸侵食対策を実施していきます。</p> <p>天神川については、国による天神川の総合的な土砂管理計画の策定・公表に向け、令和4年度から国・県・市町による協議会を設置して検討を始めおり、引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>また、県が行うサンドリサイクルなどの海岸侵食対策については、国土保全の観点から、国に対して財政的支援を引き続き求めていきます。</p>	国土整備部 (河川課)
7-1 LED照明設備の更新に 係る支援制度の創設につ いて 【琴浦町】	新規	国	今後も永続的に行政サービスを行っていくためには、公共施設等のLED照明設備への更新は必須であり、その更新費用が地方公共団体にとって大きな負担となりますので、国に対して支援制度の創設の働きかけをお願いします。	<p>国は、既に公共施設等のLED照明導入のための改修事業として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する地方公共団体実行計画(事業事業編)に基づく、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、地方財政措置(脱炭素化推進事業債)を講じています。</p> <p>本事業債の事業期間は、令和7(2025)年度まであり、政府実行計画に掲げる2040年度目標に向け、主体的に取り組むことが可能となるよう事業期間の延長や予算規模の拡充を全国知事会等と連携しながら国へ要望しているところです。</p>	生活環境部 (脱炭素社会 推進課)
7-2 焼却施設撤去費の財政支 援について 【琴浦町】	継続	県・国	焼却施設の撤去にかかる現行の財政措置については、循環型社会形成推進交付金がありますが、撤去に合わせて新設を行う場合に限られています。焼却施設の撤去費について、県の財政支援、または国に対して財政措置の拡充や支援制度創設の働きかけをお願いします。	<p>御要望いただいた社会体育施設(総合運動公園)や学校施設に設置してある焼却炉の撤去については、公共施設等総合管理計画に位置づけた上で、公共施設等適正管理推進事業債(除却事業)の活用が可能です。</p> <p>なお、学校施設については、全国都道府県教育委員会連合会を通して、児童生徒の安全確保の観点から、公立学校施設内の旧焼却施設に係るものを受け、汚染の調査、除去等の対策費に係る財源支援措置について国へ要望しているところです。</p>	生活環境部 (循環型社会推 進課) 教育委員会 (教育環境課)
8-1 世界で活躍するスポーツ 選手への支援拡大につ いて 【三朝町】	継続	県	子育て王国鳥取県ならではの配慮として、社会人ではない学生・生徒の選手が国際大会に参加する際、選手団に同行する保護者1名分の遠征費用についても支援の対象としていただくことで、そうした選手が安心して国際大会で最大限の力を発揮できるよう、柔軟な対応ができる制度の拡充をお願いします。	<p>現在は、本県のトップアスリートが国際大会に出場する場合等において、選手本人及び指導者の遠征費を支援しており、令和5年度からはオリンピックや国民スポーツ大会の競技種目以外についても支援対象としたところです。</p> <p>一方、選手が未成年者であってもコーチ・監督等指導者が引率・帯同する場合においては、保護者の帯同が必要不可欠とはいえないため、保護者は旅費支援の対象外としています。</p> <p>今後、保護者への旅費支援については、妥当性、公平性、範囲、条件等を総合的に検討した上で、必要であれば見直しを行いたいと考えます。</p>	地域社会振興 部 (スポーツ課)
9-1 季節性インフルエンザ予 防接種の定期接種(B類疾 病)の対象者拡大につ いて 【倉吉市】	継続	国	毎年発生する季節性インフルエンザの発病を一定程度予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関して一定の効果があるとされている季節性インフルエンザ予防接種について、定期接種(B類疾病)の対象者を16歳未満にも拡大するよう、国に働きかけていただきますようお願いします。	小児のインフルエンザワクチンについては、国の専門委員会において、ワクチンの有効性等に関する科学的知見の収集を継続しており、定期接種化の検討を進めよう、国に対して令和7年8月12日に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 (感染症対策 センター)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
9-2 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業の継続について 【琴浦町】	新規	国	<p>市町村においては、令和7年度から新たに定期接種となった帯状疱疹ワクチンの財政負担に加え、新型コロナワクチン予防接種の国の助成が未実施となり、財政が逼迫しています。県による各市町村への財政支援を検討していただきますようお願いします。</p> <p>新型コロナワクチンの接種費用が、安価になるなどの情勢変化がみられない限りは、激変緩和措置としての助成を継続されるよう、国等に強く働きかけていただきますようお願いします。</p>	<p>新型コロナワクチン（令和6年度）、帯状疱疹ワクチン（令和7年度）の定期接種化（B類疾病）に加え、令和7年度は新型コロナワクチンの国助成金が廃止されたことにより、市町村の財政負担が増加しており、市町村が決定する被接種者の自己負担額にも影響を与えるかねない状況と認識しています。</p> <p>市町村が適切な自己負担額を設定し、予防接種を必要と考える対象者が接種しやすい環境づくりのため、市町村への助成等、確実な財政措置について、国に対して令和7年8月12日に国へ要望を行いました。</p>	福祉保健部 (感染症対策センター)
10-1 自治体情報セキュリティ対策に係る運用費等の財政支援について 【湯梨浜町】	継続	国	デジタル化による安定した住民サービスの維持とともに、自治体の情報セキュリティ対策を継続的に実施していくため、情報通信設備・各種機器の更新及び運用に関する支援について、引き続き国等に強く働きかけていただきますようお願いします。	<p>県内自治体の情報セキュリティ対策に係る支援については、これまで鳥取県自治体ICT共同化推進協議会（セキュリティソリューション部会）を通じて、県内各市町村の意見も伺いながら自治体情報セキュリティクラウドを構築し、県内全団体のセキュリティレベル向上やコスト削減を実現してきたところです。</p> <p>自治体情報セキュリティ対策に係る設備・機器の更新及び運用に関する課題や対応策、国支援の働きかけ等についても、引き続き部会等での議論も踏まえながら検討していきます。</p>	令和の改新戦略本部 (デジタル改革課)
10-2 自治体標準システム基盤となるガバメントクラウドの運用経費に対する支援について 【琴浦町】	継続	国	<p>令和7年1月24日付総務省自治財政局財政課事務連絡により、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料及び関連する費用については、普通交付税においてガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置を講ずるとされています。</p> <p>法律により、標準準拠システムの移行を義務並びにガバメントクラウドの利用を努力義務として自治体に対応を求めるのであれば、国の責任において、費用負担すべきであると考えられるため、自治体のガバメントクラウド運用に掛かる経費については、普通交付税にて必要額を支援するよう、国への強い働きかけをお願いします。</p>	<p>ガバメントクラウド利用料等について、普通交付税による財政措置が決定したものの、具体的な措置内容は示されておらず、必要額が確実に措置されるか不明であることから、確実な財政措置を講じるよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、地方自治体が標準化により自己負担の増加を余儀なくされることのないよう、国に対して働きかけていきます。</p>	令和の改新戦略本部 (デジタル基盤整備課)
10-3 光ファイバー等施設の保守管理や設備の更新に係る支援制度の創設について 【琴浦町】	継続	国	<p>永続的に行政サービスを行っていくためには、光ファイバ網の張り替えや機器更新は必須であり、その維持費が自治体にとって大きな負担となります。これについて、支援制度を創設いただくとともに、国への強い働きかけをお願いします。</p> <p>光ファイバ網の民間移行について、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」が策定されていますが、機器整備に係る費用面の支援のほか、移行計画策定時からの専門家派遣等に対する支援制度の創設を国への強い働きかけをお願いします。</p>	<p>公設の光ファイバ網設備の更新・維持管理費について、必要な財政的支援を恒久的に行うと共に、民間移行に必要な設備更新に係る経費については国の財政支援があるが、それでもなお自治体の負担は大きいことから、民間移行を希望する自治体に対する支援を強化するよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、情報通信インフラに係る自治体への支援を充実するよう、国に対して働きかけていきます。</p>	令和の改新戦略本部 (デジタル基盤整備課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
11-1 有害鳥獣捕獲奨励金の猶期中の対象適用について 【倉吉市】	新規	県	有害鳥獣捕獲奨励金について、県による任意嵩上げを猶期期間中も適用していただきますようお願いします。	<p>時期によってその獣肉の利用価値、狩猟者の嗜好性、捕獲意欲に差があることもあり、猶期と猶期外では捕獲に係る支援額に単価差を設けているところです。</p> <p>捕獲奨励金単価については、今後、被害状況や捕獲の実態、関係団体等の意見を踏まえながら検討を継続していきたいと考えています。</p> <p>なお、各市町村で任意嵩上げされる場合は、特別交付税（交付率8割）の対象となりますので、それらも活用して捕獲活動を推進されるようお願いします。</p>	農林水産部 (鳥獣対策課)
11-2 林齡に応じた造林事業の支援について 【倉吉市、三朝町】 『重点要望項目』	新規	県	森林所有者等の負担を軽減し、森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持（森林保全）及び災害リスク軽減を図るために、市町としても造林事業（間伐）について支援していきますので、県におかれましても鳥取県造林事業費補助金の見直しなど、地域の森林の状況や林齡に応じた柔軟な対応と応分の支援をお願いします。	<p>「造林事業補助金の見直し」の具体は、間伐事業における県嵩上げ（財源：豊かな森づくり協働税）の廃止に伴う代替支援の検討と推察します。県内の森林の多くが伐期を迎えており、県税での支援は皆伐・再造林の推進にシフトしてきているところであります。間伐嵩上げの支援については、森林環境譲与税の活用をお願いしているところです。</p> <p>県として、間伐事業に必要となる国庫補助及び県義務負担や間伐材搬出の支援について、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、今後も関係者と話し合いながら造林事業を進めています。</p>	農林水産部 (森林づくり推進課)
11-3 羽合海岸の松くい虫等防除方法の変更について 【湯梨浜町】	新規	県	羽合海岸松林の松くい虫等防除について、現在の地上散布から範囲を区切り順次樹幹注入方式に切り替えることの検討をお願いします。	羽合海岸の松くい虫防除については、これまで散布が1回で済む薬剤を使用するなどして周辺の遊歩道等の利用者に配慮しているほか、倒木被害防止を図るために適宜伐倒処理も行っているところですが、今後、湯梨浜町、公園の利用者、地元関係者等のご意見をいただきながら、松林を守りつつ、より一層地域の観光振興等との両立を図ることのできる持続可能な防除方法について樹幹注入を含め検討を進めていく予定です。	生活環境部 (まちづくり課)
11-4 外来鳥獣に対する捕獲者強化支援について 【湯梨浜町】	新規	県	外来鳥獣に係る捕獲奨励金として現在の県補助は、ヌートリア1,500円/頭、ハクビシン0円/頭、アライグマ5,000円/頭であるが、ヌートリア・ハクビシンについて5,000円/頭の支援をしていただきますようお願いします。	捕獲奨励金単価については、今後、被害状況や捕獲の実態、関係団体等の意見を踏まえながら対応を検討していきたいと考えています。	農林水産部 (鳥獣対策課)
11-5 土地改良区組織運営に係る支援について 【湯梨浜町】 『重点要望項目』	新規	県	土地改良区存続のために、県においても組織運営に対する積極的な支援を要望します。	<p>土地改良区の運営は、組合員からの賦課金をもって運営することが原則であり、多くの土地改良区が行っているように、土地改良区が自らの資金等で組織運営するものと考えています。</p> <p>なお、県は、土地改良区の運営への側面的な支援として、土地改良区支援等事業により、鳥取県土地改良事業団体連合会を通じて、施設診断への助言指導等の支援を行っており、令和7年度からは、新たに経営改善の前提である経営診断の指導を行うことになっています。また、施設の更新整備についても土地改良区の負担軽減に繋がるような補助事業等を実施していますので御活用ください。</p>	農林水産部 (農地・水保全課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
11-6 農作物及び農業用施設に係るカラス被害防除体制の構築について 【北栄町】 《重点要望項目》	新規	県	<p>カラス駆除を実施する「駆除隊」を県で組織していただくようお願いします。</p> <p>県によるカラス駆除に要するカラス捕獲檻、追い払い道具等の設置をお願いします。</p> <p>有効な被害対策（テグス等）の普及を促進していただくようお願いします。</p>	<p>カラス駆除等を担う鳥獣被害対策実施隊については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、市町村で設置して、対策を講じられているところです。</p> <p>実際の駆除（捕獲）については、捕獲檻（わな）で捕獲されるのは当年産の若い鳥が大部分で、それらの多くは捕獲しなくとも1年以内に自然死することから、わなによる個体数抑制効果はありません期待できません。また視覚、光、音、超音波、臭い、磁気などを用いた追い払い道具は、短期間で安全であることを学習し慣れを生じるため、長期に渡る持続的な効果は期待できないことから、県で設置することは考えていません。</p> <p>なお、農作物等への被害を減らすためには、環境管理対策（エサ場をなくす、姿を見たら必ず追い払う等）が最も重要で、テグスや防鳥網の設置についても鳥取県鳥獣被害総合対策事業の補助対象として普及を推進しているところです。</p> <p>県としては、現在行っているカラスの県下一斉捕獲実施に係る連絡調整や各市町村捕獲実施隊が行う捕獲活動、有効な被害対策への支援を引き続き行っています。</p>	農林水産部 (鳥獣対策課)
11-7 松くい虫防除に係る費用の負担について 【北栄町】	継続	県・国	特別伐倒駆除の費用負担について、国に強く働きかけていただきますようお願いします。	<p>松くい虫防除対策は、公益性の高い森林や保全が必要な森林などに限定して伐倒駆除などを実施しています。今年度も被害状況を考慮した上で、必要な対策に係る予算の確保に努めます。</p> <p>また、町が指定を行う地区保全森林について、効率的な事業の執行に繋がるよう必要に応じて区域の見直しを行っていただくようお願いします。</p>	農林水産部 (森林づくり推進課)
12-1 建設・土木人材の育成・確保について 【琴浦町】	継続	県・国	<p>この課題への対応については、業界の魅力化向上や担い手対策など、以前より取り組んでおられることと思います。</p> <p>つきましては、建設業が若者にとって魅力ある業種となるように、今まで以上に実効性のある取り組みを推進すべく国に働きかけを行っていただきますようよろしくお願いします。また、県独自での取り組みについても引き続き推進いただきますようお願いします。</p>	<p>本県では、平成29年に産官学が連携して「鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会」を設置し、地域の社会経済活動を支える建設産業を持続的に発展させていくために必要となる人材の確保・育成に向けて、若年層へ向けた魅力発信、専門高校生や既就労者へ向けた技術力向上及び資格取得支援を継続して実施しています。さらに、鳥取大学浜坂キャンパスの建設技術実証フィールドにおいて、建設DXの演習等を通じて県内企業への先進技術の導入定着とそれを担う人材の育成を進めるとともに、先進技術に触れる体験学習等を対象とする学校を拡大しながら若年層へ向けた魅力発信を進めています。</p> <p>また、全国的に土木人材の確保はより喫緊の課題となっており、県内の建設人材確保対策を一体的に推進するため、民間、行政（市町村含む）、教育機関、外部有識者等により、「鳥取県建設人材緊急確保プロジェクト会議」を立ち上げ、令和7年7月30日に第1回の会議を開催しました。引き続き、建設人材確保のための施策・支援等について議論を進めていくので、協力をお願いします。</p> <p>今後もこうした県独自の取組を継続し、官民の土木専門人材の確保・育成を推進していくとともに、国土交通省の担当部長会議など機会を捉え、国に働きかけを行っていきます。</p>	国土整備部 (技術企画課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
13-1 空き家活用に係る媒介手数料助成制度の創設について 【湯梨浜町】	新規	県	<p>空き家所有者が宅建業者に媒介等を依頼する際の手数料を助成する制度を設けていただきたい。</p> <p>市町村が、空き家所有者に宅建業者への媒介等を依頼する際の手数料を助成する場合、財政的支援を行っていただきたい。</p> <p>空き家活用の促進のため、地域の実情に応じた柔軟な支援制度を検討していただきたい。</p>	<p>令和6年7月に宅地建物取引業法の改正が行われ、宅地建物取引業者が媒介等の依頼を受けた空き家所有者に請求できる報酬額の上限が引き上げられたことで、空き家の流通、活用が進むことが期待される一方で、本改正により空き家所有者の経済的負担が増加し、活用が進みにくくなる側面もあります。</p> <p>県は空き家対策について、「除却」「利活用」「抑制」の観点から、包括的に幅広い支援制度を設けているところであります、媒介手数料の助成については、法改正の影響を注視しつつ、国や他県、他市町村の動向も伺いながら必要に応じて支援制度の見直しや検討を行っていきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)
13-2 脱炭素化推進事業債の継続について 【湯梨浜町】	新規	国	国に対し「脱炭素化推進事業債」の事業期間の延長を働きかけいただきますようお願いします。	「脱炭素化推進事業債」の令和8年度以降の延長について、令和7年8月7日に国へ要望を行いました。	令和の改新戦略本部 (財政課)
13-3 空家対策支援の拡充について 【琴浦町】	継続	県・国	<p>【略式代執行に対する補助制度の拡充】</p> <p>鳥取県全体の特定空家への対策を推進するため、略式代執行に対する国費と県費の補助制度の更なる拡充をお願いします。</p>	<p>国としての特定空家等の除却工事に係る補助金額の基準単価は、社会情勢等に照らし毎年度拡充等されており、令和7年度は木造建築物について前年度から0.1万円/m²加算され3.3万円/m²に改定されたところです。</p> <p>なお、略式代執行に対する補助制度の拡充については、令和4年度に国に対し要望を行い、令和5年度から国費による支援が対象経費の1/2に拡充され、また国費支援の拡充に合わせ県費による支援も1/4に拡充し、市町村負担の低減を図ったところですが、今後の略式代執行等の実施件数増加により、なお市町村には大きな負担が発生する実情を鑑み、令和7年8月21日に国に対し課題対策の検討を要望しました。</p> <p>引き続き、県として国に対して空き家対策に必要となる支援の拡充について、必要に応じた要望を検討していきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)